

11月9日～15日

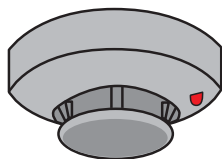
秋の火災予防運動

..... 期間中

下野市は防災情報伝達システム等による屋外拡声器でお知らせします。(随時)

住宅用火災警報器は設置していますか？

住宅用火災警報器は消防法・火災予防条例により**すべての住宅に設置が義務付け**られています。**寝室**や**階段**の天井、壁面に住宅用火災警報器を設置して火災が発生した場合の逃げ遅れを防止しましょう。



住宅用火災警報器には寿命があります。
取り替えの目安は10年です。
あなたのご家庭では大丈夫ですか？



火を使用する 飲食店 に消火器の設置が義務付けられます

平成31年10月1日から、火を使用する小規模な飲食店においても火気設備に
対する消火器の設置と点検・報告が義務になります。

詳しくは石橋地区消防組合のホームページを確認してください。



第38回石橋地区少年消防クラブ防火標語展《秋季最優秀作品》

火事防止 予防意識に 火をつける

上三川町立本郷中学校 2年 中村 文香 さん



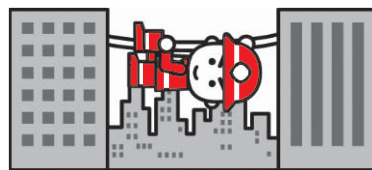
住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



下野市・壬生町・上三川町
石橋地区消防団連絡協議会
石橋地区危険物保安協会
石橋地区女性防火クラブ連絡協議会

お問い合わせ先 通信指令課

☎ (53) 1119

石橋消防

検索

をWEBで検索!!



消防・災害メールの登録
はこちらから！



火災と救急・救助は119番

